

博士論文（要約）

会社債権者に対する会社役員の責任

早川 咲耶

本稿は、日本の会社法における、取締役を中心とする会社役員の第三者に対する責任規定（「対第三者責任規定」）の問題点とその改善方法について、外国法—特にフランスの法制—との比較検討を通じて、考察を行ったものである。

第一章では、対第三者責任規定の日本法の状況について検討を行った。対第三者責任規定は、その規定が相当程度抽象的な規定ぶりであるため、その具体的な解釈や適用範囲は判例を中心に形成されてきた。第一章第2節では、対第三者責任規定について、現行規定を導入することとなった昭和25年改正までの取締役の対第三者責任制度の沿革と判例による解釈について検討を行っている（第1款・第2款）。次に、会社債権者を中心とした第三者に対する会社役員の個人責任について、現在、会社法改正作業において制度整備が検討されている会社補償およびD&O保険を概観した（第3款）。

その上で、第一章第3節では、現行の対第三者責任規定が抱える問題点を2点検討している。

一点目は、本来は会社に対して救済を求めるべき会社債権者が会社役員の個人財産にかかっていけること、つまり会社役員が会社債務についても一定の範囲で責任を負わされる制度運用となっていることである。この点を検討するための比較対象として、会社役員の株主に対する個人責任と債権侵害に関する民法の不法行為責任を取り上げている。

二点目は、会社破綻後における対第三者責任規定の運用と倒産処理手続における債権者平等原則との抵触である。この問題については、既に指摘されているが、対応されることなく現在に至っている。現行制度では、会社破綻後にも会社債権者が会社役員個人に損害賠償請求を行うことが可能となっている。他方で、破綻会社の会社役員は、しばしば会社に対しても任務懈怠に基づく損害賠償責任（会社法423条）を負う。この二つの損害賠償請求権の行使を調整する制度は、現行法には存在しない。すなわち、破綻会社の管財人からの会社役員に対する損害賠償請求と会社債権者からの同人に対する損害賠償請求とが競合することとなる。そして会社債権者の会社に対する取引債権は、本来は倒産処理手続に従って配当を受けるべきところ、対第三者責任を追求することで会社役員の個人財産から充当を得られることとなる。このような制度状況によって、会社債権者と破産財団との間で競合が起こることとなり、さらには会社債権者間でも競合関係が生じることとなる。

これら二つの問題点は、現行の対第三者責任を「特別法定責任」として性質決定し（昭和44年大法廷判決）、非常に幅広い救済を認めていることが要因の一つと考えられる。

第二章では、フランス法における対第三者責任規定の運用と会社倒産時の会社役員の個

人責任について検討する。

フランス会社法には、通常時の会社経営者の第三者に対する責任規定が存在する（L225-251 条）。この L225-251 条に基づく損害賠償請求訴訟を提起するには、まず原告に「個人訴権」が認められる必要がある。会社に訴権が帰属する会社訴権と会社債権者個人に訴権が帰属する個人訴権との区分に関しては、一般的には原告となる会社債権者個人に直接的かつ個人的な損害が帰属している場合に個人訴権が認められるとされている（第 2 款）。さらに会社経営者の対第三者責任が認められるための要件として、「職務から切り離しうるフォート」（les fautes séparables des fonctions）が判例上の要件となっている（第 3 款）。この「職務から切り離しうるフォート」の要件は、フランス行政法の国家賠償責任法理から導入された。フランスの国家賠償責任においては、公務員の行為によって損害を被った被害者が行政を越えて公務員個人に対して損害賠償請求を行うためには、当該公務員の行為が役務フォート（faute de service）ではなく、個人的フォート（faute personnelle）でなければならない。このような考え方が会社法にも導入された結果、次のような状況になっている。すなわち、会社経営者が行った行為の効果は、原則として会社に帰属する。そのため、会社経営者の行為によって損害を被った第三者は、会社に対して損害賠償請求をすることが原則となる。ただし、当該会社経営者の行為について、会社経営者としての職務行為の範囲を超えて「職務から切り離しうるフォート」が認められる場合に限って、会社経営者が第三者に対して直接に個人責任を負うこととなる。この「職務から切り離しうるフォート」とは、2003 年の破毀院判例によって「通常の業務履行とは両立し得ないような特別に深刻なフォートを意図的に行っていた場合」と定義され、学界から支持を受け、この定義に基づく運用が広く認められる。

以上のような通常時の民事責任とは別に、倒産時の会社経営者に対しては特別責任規定が複数存在する（第 3 節）。そして、このような倒産時の特別責任が認められる場合には、会社役員の通常時の民事責任は制約されるという判例法理（請求権競合禁止の原則 le principe de non-cumul）が存在する（第 4 節）。この原則とその例外の法理は、破毀院判例を中心として形成されている。

このように、会社役員の一般的な対第三者責任規定を設けているという点では、フランス会社法と日本会社法とは共通しているが、その制度内容および運用には大きく異なる点がある。フランス会社法では、通常時でも会社責任が原則であって経営者の個人責任は例外的にしか認められるべきではないという立場が取られてきた。さらに、会社倒産の場合には、

会社役員に対する特別責任が定められており、この責任は通常民事責任に優先され、その結果、会社役員の会社債権者に対する直接の個人責任は大きく制約される。即ち、フランス会社法においては、会社債権者が自己の損害を回収するために会社経営者の個人責任を追求できる場合は通常時でも限定されており、倒産処理手続場面においては更にその責任範囲は制限されている。

第三章では、アメリカ法の会社債権者に対する会社役員の個人責任について検討する。アメリカ法では、会社債権者が会社役員に対して直接に損害賠償を請求することは原則として認められない。この原則に対する例外としては、不法行為責任（第2節第2款）や証券取引法上の責任（第2節第4款）などが存在する。なお、倒産会社の取締役が会社債権者に対しても信託義務を負うというかつてのデラウェア州の判例を根拠として、会社債権者が会社取締役に対して信託義務違反に基づく損害賠償責任を追及する可能性について検討されたことがあったが、現在のデラウェア州判例はこれを明白に否定している（第2節第3款）。会社債権者の保護と不当な責任追及からの会社役員の保護とは両立困難な命題ではあるが、アメリカ法は会社補償とD&O保険によってその実現を図っている（第3節）。会社役員が責任追及訴訟を提起された場合には、当該会社役員が支出することとなる争訟費用を会社補償によって会社が補填する。その会社補償によって支出した金額は、D&O保険によって保険会社から当該会社に支払われることとなる。なお、フランスでもD&O保険（RCMS保険）と会社補償が導入されている（第二章第5款）。これらの制度は、アメリカ法の影響のもと導入されたものであり、今なおフランス会社法の利益相反取引規制や報酬規制等との抵触について議論がなされている。

第四章では、日本法の対第三者責任規定についての先行研究と裁判例を検討した。対第三者責任規定の論点は数多くあるが、本稿では、対第三者責任規定の広範な救済範囲実現の論拠として用いられる、法的性質論と救済対象損害論を取り上げる（第1節）。この法的性質論および救済対象損害論については、昭和44年大法廷判決によって判例が確立し、学説も判例の立場を支持するものが通説的立場を得ることとなったが、その後も少数有力説による批判が現在まで続いている。

法的性質論に関しては、判例・通説のとする法定責任説と少数有力説の主張する不法行為責任説とが大きな対立軸となっている（第1節第2款）。法定責任説の立場からは、会社への任務を懈怠することが第三者に対する会社役員の個人責任を基礎づける論拠について、比較法的観点から様々な説明がなされてきたが、未だ説得的な議論は示されているとはいえ

ない。不法行為責任説は、常に有力であったが少数説にとどまってきた。

救済対象損害論に関しては、第三者に生じた「損害」全てを救済対象とする判例・通説に對して、会社の財産減少を介して第三者に生じた間接損害のみに限定するべきであるとする間接損害限定説および、第三者に直接に生じた直接損害のみに限定するべきであるとする直接損害限定説などの少数有力説が存在する（第1節第3款）。

結章では、比較法的検討を前提として、現行日本法の對第三者責任規定のあり方について提言を行う。結論として、筆者は、對第三者責任規定を不法行為責任と解し、同規定による救済対象を通常時の直接損害のみに限定する解釈を採用することを提言している。このような解釈によって、会社財産を引き当てにすべき会社債権者の債権については、会社役員個人に対して救済を求めることができなくなる。また、会社が倒産処理手続きに移行した場合には對第三者責任規定による責任追及訴訟を認めないという運用を用いた場合、倒産処理手続きに移行した会社の会社債権者は会社役員に個人責任追及訴訟を提起することができなくなり、債権者平等原則の侵害が回避されることとなりうる。

また、對第三者責任規定の性質を不法行為責任と解することによって、現在日本での導入・制度整備が進行している会社補償およびD&O保険についても、より制度と法的理論が整合的となりうる。